

□議員名：岡山 明

1 放課後児童クラブ、児童館の運営状況について

論点	放課後児童クラブ、児童館のあり方についての考え方はどうか。
回答	市として、放課後児童クラブ事業及び児童館事業ともに、子供の健全な育成のために働く子育て家庭への支援、地域社会での子育て支援施策として必要であり、安心して子育てができるまちづくりに寄与するものと考えている。

論点	放課後児童クラブ、児童館の運営状況、環境整備はどうか。
回答	一部の児童クラブ等々定員を超えた受け入れも行っている。それにもかかわらず待機児童が発生している児童クラブもある。特に児童館で実施している児童クラブのうち、高千帆、高泊、須恵、赤崎については、児童館スペースを共有することで、児童クラブに必要な保育スペースを確保している状況である。

論点	須恵児童館の進入路が狭く、また、この進入路が子供たちの通学路の抜け道になっているが、整備の考えはどうか。
回答	進入路の拡幅については用地の確保等が困難な状況である。対向車の有無が児童にも確認しやすいように、まずは、周りの木の剪定を行った。(剪定に際し、十分ではない箇所については、小学校の校長先生自らが行い、児童の安全が確保されている。)

2 宅地における固定資産税について

論点	相続登記されず所有者が不明のまま放置されている土地、建物のどの程度あるのか。また、固定資産税の未回収件数はどの程度か。
回答	相続登記されず所有者が不明のままという土地建物は、宅地で約2,600筆、住居で約3,000棟ほどである。固定資産税の相続人が明らかでない課税件数は39件で、宅地は34筆、住居は24棟である。

論点	土地に係る固定資産税、建物が建っている場合は6分の1に減税さ
----	--------------------------------

	れる特例があるが、空き家問題における影響はどうか。
回答	特定空家という定義が設けられている。そのまま放置すれば倒壊等の危険があるとか、著しく衛生的な面で有害であるなど、放置できない空き家ということで、この勧告を市が行った場合には、法的にも固定資産税の特例の対象物件から解除されることになる。

論点	資産価値が低く売却が難しい場合、固定資産税納税者として対象物件を、市への寄附・譲渡といった考えはどうか。
回答	市への寄附・譲渡については、本人が要らないものは、市も必要ないことになる。また、不動産を相続放棄すると、固定資産税の方は免れるが、相続された財産・不動産に対し、管理責任が生じることになる。

3 小中学校、市内の屋内スポーツ施設の熱中症に対する取組について

論点	小中学校の熱中症対策はどうか。
回答	夏場の暑さ対策として、一部の学校で緑のカーテンをつくっているほか、全ての小中学校にミストシャワーを設置、また、小中学校の普通教室に、2台ずつ扇風機を設置している。毎日、環境省の熱中症予防情報サイトを確認し、全教職員が共有している。

論点	空調設備（クーラー）設置の可能性はどうか。
回答	全国の公立小中学校に冷房設備が設置されているのは、ほぼ半数であり、その中で、山口県の設置率は2割程度である。本市においては、4つの特別支援学級のみとなっている。設置費用などに多額の経費が必要と思われる。現在、冷房設備を設置する計画はない。